

入院時の食事負担額変更について

2026年5月28日

今般の食材費や光熱費等の高騰の影響から、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。

これに伴い、当院でも令和8年6月1日から下記の通り変更となります。

ご理解のほどよろしくお願いたします。

〈1食あたりの負担額〉

所得区分		令和8年 5月31日まで	令和8年 6月1日から
70歳未満	区分ア～エ	510円	550円
	区分オ	240円	270円
70歳以上	現役並みⅢ～Ⅰ 一般	510円	550円
	低所得Ⅱ	240円	270円
	低所得Ⅰ	110円	130円
住民税非課税 世帯の方	過去1年間の入院日数が 90日以内	240円	270円
	過去1年間の入院日数が 90日超え	190円	220円
	所得が一定基準以下	110円	130円
指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等 (住民税非課税世帯を除く)		300円	330円

負担額の軽減措置を希望される場合は、窓口でマイナンバーカードをご提示いただきましたら、所得区分が確認できます。

その他、食事負担額についてご不明点がございましたら、医事課入院係までお問い合わせ下さい。

大阪掖済会病院